

坂戸市立勝呂小学校 いじめ防止基本方針



平成28年4月

坂戸市立勝呂小学校

I 基本方針

1 いじめに対する基本理念

- 「いじめが人間として許されないことであること」「いかに人間は互いに尊重されるべき存在であるか」を学校教育の柱として据える。
- いじめについて家庭でも話し合い、教職員、児童生徒、保護者、地域全体がいじめについて共通認識を持てるよう努める。
- いじめの防止、早期発見、発生時の対応を強化する。

- (1) 日常的にいじめの問題について触れ、児童生徒に「いじめを絶対に許さない」心を育てること。
- (2) いじめは、大人に気付きにくいところで行われることが多いため、児童生徒からのいじめのサインを、大人が見逃さないようにすること。
- (3) いじめ問題に対し、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、あらゆる教育活動を通して「思いやりの心」を育て、全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめのない学校づくりをすること。
- (4) いじめが発生した場合に備え、迅速に組織的な対応がとれるよう、日頃より校内の体制を整備すること。
- (5) いじめ問題が発生した場合には、学校、家庭、地域で情報を共有し、いじめられている児童生徒を絶対に守り通すとともに、いじめている児童生徒には、教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を行うこと。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

【具体的ないじめの様態】

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

- (1) 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にならないよう、いじめられた児童生徒の立場に立って行う。また、いじめの認知については「校内いじめ対策委員会」を活用して行う。
- (2) けんかのように見える場合であっても、該当児童生徒の力関係を考慮し、判断する。
- (3) いじめられている児童生徒の中には、自分が被害者である自覚がない場合があるが、聞き取り調査等でいじめの事実が確認された場合には、いじめとして対応する。
- (4) いじめの中に、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生命、身体等に重大な被害が生じるようなものは、教育的配慮や被害者の意向への配慮の上で、警察と連携して対応する。

3 いじめの防止

児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

- (1) 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成する。
- (2) いじめとは何かについて、具体的に列挙して目につく場所に掲示するなど、児童生徒と教職員が認識を共有する。
- (3) 道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進により、お互いの人格を尊重する態度や他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。
- (4) いじめ加害の背景に、勉強や人間関係等のストレスが要因の一つとしてかかっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくり、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
- (5) 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできる機会を提供し、自己有用感が高められるよう努める。
- (6) 児童生徒がいじめの問題について学び、主体的に考え、児童生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

4 早期発見

いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が協力し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、隠し

たり軽視することなく、いじめを積極的に認知する。

- (1) 定期的なアンケート調査や毎月の教育相談日の実施等により、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい機会や場をつくる。
- (2) 懇談会、家庭訪問、教育相談日等の機会を有効に活用するとともに、日頃から児童生徒の様子や行動に気を配る。
- (3) 家庭訪問や保護者アンケート調査を積極的に行い、家庭と連携して児童生徒を見守る。
- (4) 地域や関係機関と日常的に連携し、積極的に情報の共有を行う。
- (5) パスワード付きサイトや SNS を利用したいじめについては、発見が難しいため、児童生徒の変化を見逃さず、教育相談等によりいじめの実態を掴む。

5 いじめに対する措置

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。その際、被害児童生徒を守り通すとともに、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
 - ・ 「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
 - ・ いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。
 - ・ 発見・通報を受けた教職員は、「校内いじめ対策委員会」に直ちに情報を共有する。
 - ・ 速やかに関係児童生徒から事情を聞き取り、いじめの事実の有無の確認を行う。
 - ・ 校長は、教育委員会に事実確認の結果を報告するとともに、被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。
 - ・ 指導に困難な際、または児童生徒の生命、身体等に重大な被害が生じるおそれがある際は、ためらうことなく、所轄警察署と連携して対処する。
- (2) いじめられた児童生徒またはその保護者への支援
 - ・ いじめられた児童生徒から、事実関係の聴取を行う。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
 - ・ 状況に応じて、見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
 - ・ いじめられた児童生徒に寄り添い、支えることのできる校内体制をつくる。
 - ・ 状況に応じて、いじめた児童生徒を別室で指導する。
 - ・ 必要に応じて、いじめられた児童生徒の心のケアのため、桜中のさわやか相談員やスクールカウンセラー等の協力を得る。
 - ・ 解決したと思われる場合も、見守りながら経過を観察し、折に触れ必要な支援を行う。
- (3) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言
 - ・ いじめたとされる児童生徒から、事実関係の聴取を行う。いじめが確認された

場合、複数の教職員、必要に応じて心理や福祉等の専門家など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

- ・迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。
- ・いじめた児童生徒への指導の際、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であること」を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめた児童生徒が抱える問題、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の健全な人格の形成に配慮する。
- ・いじめの状況に応じて、特別の指導計画による指導、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・誰かに知らせる勇気を持つよう伝えるとともに、はやしたてるなど同調する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

(5) ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・必要に応じて、法務局又は地方法務局、所轄警察署と連携して対応する。
 - ・ネットパトロールと連携し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ・ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組について周知する。
- ・パスワード付きサイトや SNS を利用したいじめについては、発見しにくいため、情報モラル教育の推進を進めるとともに、これらについての保護者への啓発を進めていく。

6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、同種の事故の発生防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、教育委員会や保護者に必要な情報を適切に提供する。

(1) 重大事態とは、いじめにより、児童生徒が次のような状況に至った場合とする。

- ・児童生徒が自殺を企図した
- ・身体に重大な傷害を負った
- ・金品等に重大な被害を被った
- ・精神性の疾患を発症した
- ・相当の期間（30日）学校を欠席することを余儀なくされた

(2) 重大事態が発生した場合、学校は教育委員会へ「事故速報」にて報告する。

- ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したのものとして報告・調査に当たる。

- (3) 教育委員会が重大事態の調査において、どこが主体で行うかを判断する。
- ・ 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では十分な結果を得られないと判断する場合は教育委員会が主体で調査を行う。
 - ・ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合も同様である。
- (4) 学校は教育委員会の指導・助言のもと、重大事態の調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
 - ・ いじめ行為の事実関係を、いつ、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景や人間関係にどのような問題があったのか、学校はどのように対応したのかを客観的に速やかに明確にする。
 - ・ いじめられた児童生徒からの聞き取りが可能な場合、事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
 - ・ いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
 - ・ いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に調査を行う。
- (5) 調査で明らかになった事実関係を、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し適切に提供する。
- ・ 情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- (6) 調査結果については、学校は教育委員会に、「いじめ問題重大事態調査報告書」にて報告する。

7 その他の留意事項

- (1) 組織的な指導体制
- ・ 校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立する。
※「校内いじめ対策委員会」等を設置する。
 - ・ 「校内いじめ対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。
 - ・ いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童生徒の進学・進級や転学の際、適切に引継ぎや情報提供ができる体制をとる。
- (2) 校内研修の充実
- ・ 各学校のいじめ防止年間計画に基づき、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。
 - ・ いじめ対応マニュアルの活用に係る研修会の実施
 - ・ いじめ対応マニュアル（ネットいじめ編）の活用に係る研修会の実施

- (3) 校務の効率化
- ・教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、校務分掌を適正化するなど、校務の効率化を図る。
- (4) 児童の自主的な取組支援
- ・児童が主体的となったいじめ撲滅に向けた「あいさつ運動」など活動を支援する。
- (5) 学校評価と教員評価
- ・学校評価においては、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、実態に即した目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。
 - ・教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。
- (6) 地域や家庭との連携について
- ・学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校便りなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- (7) 校内いじめ対策委員会の設置
- ・「いじめ対策小委員会」（生徒指導・教育相談委員会が兼ねる）の設置
校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談主任・養護教諭
特別支援教育主任・該当担当学年教員
 - ・「校内いじめ対策委員会」
校長、教頭、教務主任、生徒指導主任他全校職員
 - ・「勝呂小学校いじめ対策委員会」
委員長…PTA 会長
学校側…校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任
PTA …会長、副会長
地域……自治会代表 1 名、民生児童委員代表 1 名、主任児童委員
住吉中学校学校カウンセラー
※それぞれの事案により対応する。

II 関係機関との連携

いじめ問題の早期発見・早期解決と未然防止に向けた学校の取組を積極的に支援する。

1 教育委員会との連携

- (1) 組織的な取り組み
- ・いじめ防止年間計画の策定
- (2) 坂戸市立教育センターとの連携
- ・坂戸市立教育センターにおけるいじめ電話相談
 - ・いじめ発見チェックリストの活用

- ・住吉中学校のさわやか相談員の活用
- (3) 坂戸市問題調査審議会の委員との連携
- ・学校からいじめを問題調査審議会へ報告する。第三者機関として調査の依頼を行う。
- (4) 教育委員会との緊密な連携
- ・教育委員会の生徒指導担当による、迅速かつ適切な支援
 - ・生徒指導担当指導主事による学校訪問による指導

2 保護者・学校応援団・地域との連携

いじめ問題の早期発見・早期解決と未然防止に向けた家庭、地域の取組を支援する。

(1) 相談窓口の周知

- ・学校便り、学年便りによる相談窓口の周知
- ・月1回の教育相談日の活用

(2) 情報モラルの啓発

- ・家庭教育学級及びPTA総会、市P連の研修会等における情報モラルの啓発
(埼玉県警察本部サイバー犯罪対策課との連携)

(3) いじめの未然防止の広報啓発

- ・「ストップいじめ」の配布によるいじめの未然防止の啓発

3 関係機関との連携

いじめの内容に応じて、関係機関との連携を図り、迅速な解決と未然防止を図る。

(1) 警察との連携

- ・生活安全課との日常的な連携
- ・定期的な学校警察連絡協議会での情報の共有
- ・警察と連携した薬物乱用防止教室・非行防止教室の実施
- ・埼玉県警察本部サイバー犯罪対策課との連携による保護者への啓発

(2) 児童相談所・福祉課等との連携

(3) インターネットや携帯電話を通して行われるいじめの防止

※ いじめ防止年間計画

※定期的に実施していくもの

毎月実施：生徒指導・教育相談委員会、教育相談日

毎学期実施：なかよしアンケート

実施期間	活動計画 (学：学校 保：保護者 地：地域)	活動内容	留意点
4月	学：校内研修 学：生徒指導・教育相談委員会 (いじめ対策委員会) 学：学級づくり 保：懇談会 保：PTA総会	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の指導方針の周知・徹底 いじめ防止に向けた学級づくり ・いじめのない学級づくり（経営方針の徹底） ・いじめ問題に対する学校の方針の説明 	○学校におけるいじめの対応方針の確認
5月	学：生徒指導・教育相談委員会 学：家庭訪問 学：校外学習 学：運動会	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の指導方針の確認 ・個々の児童の情報交換と対応の検討 ・いじめ問題に関する学校の情報提供、情報収集 ・様々な競技を通し、児童間の協力、思いやりを養う ・なかよしアンケート実施 	○保護者の理解を得る。 ○いじめの実態を把握する。
6月	学：生徒指導・教育相談委員会 学：第1回小中連絡協議会 学：校外学習 保：懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの実態の把握、児童の変容の確認 ・いじめの情報提供と実態の確認 	○子ども自身の力で、いじめのない学校を作る。
7月	学：生徒指導・教育相談委員会 保：懇談会 学：地域情報交換会 地：青少年健全育成委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題に関する学校の情報提供、情報収集 ・いじめの情報提供と実態の確認、民生児童員との意見交換。地域との連携、今後の取り組みについての話し合い ・なかよしアンケート実施 	○いじめの実態を把握する 地域の理解を得る。
8月	学：校内研修 保：校内整備	<ul style="list-style-type: none"> ・校種間連携、いじめをなくすための取組 	○教員の資質向上
9月	学：生徒指導・教育相談委員会 学：校外学習	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み後のいじめに関する実態把握、初期対応 ・学級、学年内の協力や思いやりを養う 	○いじめの実態を把握する。
10月	学：生徒指導・教育相談委員会 学：連合運動会 学：校外学習 学：修学旅行	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよしアンケート実施 ・練習等の活動を通し児童間の協力、思いやりを養う ・子どもたちの手で、いじめのない学校づくりの推進を行う 	○子ども自身の力で、いじめのない学校を作る。
11月	学：生徒指導・教育相談委員会 学：校外学習 保：懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者からの情報や意見の聴取 ・道徳：各学年共通の資料による指導 ・保護者からの情報や意見聴取 	○いじめの実態を把握する。

12月	<p>学：生徒指導・教育相談委員会 学：人権週間、人権作文、人権標語 保：懇談会 学：第2回小中連絡協議会 学：校内持久走大会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人権スローガンの決定，人権朝会で周知徹底を図る ・スローガンの募集と掲示による児童の意識高揚 ・全教科の授業で人権感覚を養う ・なかよしアンケート実施 ・小中連携による情報交換 ・練習等の活動を通し児童間の協力、思いやりを養う 	<p>○人権意識の高揚を図る。 ○小中間の連携した取組を確認する。</p>
1月	<p>学：生徒指導・教育相談委員会 学：スキー教室 地：青少年健全育成委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・冬休み後のいじめに関する実態把握 ・いじめ問題に関する学校の情報提供、情報収集 ・保護者、地域との連携を図る取組について 	<p>○子ども自身の力で、いじめのない学校を作る。</p>
2月	<p>学：生徒指導・教育相談委員会 学：入学準備説明会 保：懇談会 学：6年生を送る会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題に関する学校の情報提供、情報収集 ・なかよしアンケート実施 ・保護者からの情報や意見の聴取 	<p>○いじめの実態を把握する保護者の理解を得る。</p>
3月	<p>学：生徒指導・教育相談委員会 学：第3回小中連絡協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小中連携による情報交換 ・次年度に向けての取組の検証 ・次年度の学級編成等での配慮 	<p>○次年度に向けての準備</p>